

氏長者

竹内, 理三

<https://doi.org/10.15017/2335109>

出版情報 : 史淵. 63, pp.1-27, 1954-11-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

氏 長 者

竹 内 理 三

大化以前の社會にあつては、氏上なるものがあつて、氏族團の長として之を統率していたといわれている。然し氏上なる言葉のあらわれるのは、大化以後のことであり、氏上の性格乃至機能をも、大化以後これを明らかにすることが可能である。氏上なる言葉が文献にみえる最初のもは、天智三年二月丁亥紀の「天皇命大皇弟、宣増換冠位階名及氏上民部家部等事、(略)(○中)其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上賜干楯弓矢、亦定民部家部」とある記事である。勿論日本書紀の初見が、必ずしもすべてその係日を以て初見とするわけにはいかないが、氏上に關する限り、續日本紀大寶二年九月己丑の詔にも「甲子年(天智三)定氏上時、所不載氏、今被賜姓者、自伊美吉以上、並悉令申」とあつて、氏上がこの時に定められたことを示しているから、その初見をこの時として、差支えないであろう。津田左右吉博士は、氏上はこの時に新たに定めたものであつて、それ以前にはなかつたものであるとした。^註然し言葉の初見は必ずしもそれ以前にその實がなかつたことを意味せず、且つこの時に氏上を定めたというのは、大寶二年九月の詔においていうところであつて、天智三年紀そのものには、「定」とはなないことも注意する必要がある。天智三年紀に氏上を定むとなして、氏上等の事を宣るとあり、而してその「事」が、具體的には大氏の氏上には大刀を、小氏の氏上には小刀を、伴造等の氏上には干楯・弓矢を賜うとあることを指しているものであるから、天智三年の措置は、これまでになかつた氏上を定めて、

その上で大刀等を賜つたとすべきではなく、大刀等を賜うことによつて氏上たるの實を安堵したものであるとする井上光貞氏の解釋に従うべきであらう。^{註2}このことは同時に、大氏・小氏の別を明らかにしたことと全く同じ立場の上に行われたものであつて、大氏・小氏が、氏族の本宗・支脈を意味するものではなく、各氏族の政治的社會的地位の大小によつて區別せられたこと、而してこれがその氏上に與えられる標識によつて明示されたことは、これまでは私法的にすぎなかつた氏上の地位を公法的に定着せしめて、氏族團内部の秩序を正し、同時に諸氏族の間の大氏小氏の別を、これ亦公法的に定着せしめて、國家社會の序列の中に固定せしめんとしたものであるといえる。^{註3}更に天智三年の氏上の定着は、これ以後の氏上の地位の決定であると共に、これまでの氏上に重大な變化を與えたものである。というのは、既に常識となつてゐる如く、大化前の氏族團は、血縁集團であるよりも、地域集團としての性格が濃厚である。従つて、氏族團の長としての氏上は、血縁集團の長であると同時に地縁團體の長でもあつたわけであり、いはゞ地域的な酋長たるの性格が濃厚であつた。こうしたものをヒトコノカミとよび、^{註4}而してそれが天智三年の氏上に系譜をひくものと考えられるのであるが、この地域的首長たるヒトコノカミを、氏上、即ちコノカミ、言ひかえれば血縁集團の長と名稱まで變えたところに、地縁的權威から族長をひきはなそうとするこゝろみであつたことを示してゐる。即ち、政治的首長であつたヒトコノカミを、單なる社會的首長としての權威しかみとめぬコノカミに變じたところに、天智三年に氏上なる言葉が初見する意義がある。このことは、天智三年の同日に、其の民部家部を定めたことと密接な關係があるのであつて、こゝにいう「其」は、天武四年三月己丑の詔に、「甲子年（天智三年）諸氏に給はる部曲は、自今以後除け」とあることによつて、「氏上」を指すのではなくて、氏族全體を指すものであることは明らかである。然らばこの氏の家部民部と氏上との關係は、氏賤と氏宗との關係と同じであつたと考えられよう。氏賤なるものは、養老令に見えるところであつて、戸令應分條に、家人奴婢田宅資財の分配法を規定して、「氏賤不在此限」とある疏文に對する法家の解釋に「氏家人奴婢者、轉入氏宗之家耳」ものであり、具禮

的に言へば、「たとへば甲がもと氏の宗であつても、後に丁の子が氏の宗となれば、甲の子が得ることは出来ず、丁の子がこれを得る」のであつて、氏賤は、氏宗個人の私有物ではなくて、氏宗なる地位に附屬したものである。こゝに氏賤が、氏の賤たる所以があるのであつて、氏家部民部も亦同じであつたと考えられる。この措置は、地縁的首長のもつ私領民の代償で、大化二年改新の詔において、私地私民の廢止を行い、それに代うるに「食封」を賜つたと全く同じ手段であると解すべきである。氏の部曲は、天武四年に廢止されたが、これも同じ天皇の治世に行われた食封の整理と無關係ではあるまい。「食封」は最早や全く私民的性格を帯びていない。大化前代のヒトコノカミが自體に有していた政治的權威は全く骨抜きにされ、コノカミとして、擬制的であるにせよ、血縁的集團の性格のみ濃厚化した氏族團の長として、その國家政治の上の地位を保證されるにすぎなくなつた氏上の國家組織の上における地位は、國家が氏上を通じて個々の氏族團の秩序維持をはかる、國家と氏族團との接合點たるの役目を果すものとなつた。次にのべる天武十一年十二月の詔が示すように、氏上の撰定は、氏人によつて行われ、官の判をうけて確定するといふ仕方も亦、こうした氏上の性格に由るものといへよう。天武十年九月に氏上の定まらざる者あらば、各々氏上を定めて理官に申し送らしめており、翌年十二月にも、諸の氏人等、各々氏上たるべき者を定めて申し送れ、その眷族多きものは、則ち分ちて各々に氏上を定めて、並びに官司に申し送れ、然る後、その狀を斟酌して處分し、官の判を請けよ、唯、少きの故を以て、己が族に非ざる者を、轍く附くる勿れ、とあるのは、氏族團と國家との接合點としての氏上の性格が、明瞭になつて來たことと無關係ではあるまい。古語拾遺に、天武天皇の八姓制定のことをのべて、中臣氏には朝臣の姓を賜ひ、命ずるに大刀を以てし、齋部氏には信禰の姓を賜つて、命ずるに小刀を以てしたとみえることは、日本書紀には見えないけれども、天武八姓制定の目的が、カバネによつて社會的ヒエラルキーを確立するにあつたこと時からすれば、當然あり得べきことである。

繼嗣令には、三位以上の家の繼嗣は、嫡々相承を嚴重に規定しているに對し、氏の宗は、勅を聽けと規定してい

る。津田博士は、これは、氏宗の家では、繼嗣を定める時に勅許を要することを規定したものであると^註するが、これは誤解であつて、氏宗には特定の家の世襲ではなかつたことは、戸令應分等の集解に、「諸氏氏別に、その中の長者を以て、勅定により氏の宗となす」としていることによつても明らかである。而して、古記によれば、大寶令ではこの氏宗を氏上とあるから、氏宗即ち氏上で、恐らく中國風に言ひかえたものであらう。氏宗たるべき、氏中の長者という意味が明らかでないが、これは標注職原抄に「長者とは官位譜第一の人をいふ」とある説が最も妥當のようである。^註天武五年六月物部連雄君が急病によつて卒したとき、天皇は彼の壬申亂のときの功績を嘉して、内大紫位を授け、「因」つて氏上を賜うたが、この雄君はもと舍人であつて、物部朴井連と稱し、物部氏の支流にすぎなかつたのである。持統八年正月直大壺布勢御主人及び大伴宿禰御行に正廣肆を授け、並びに氏上となすとあるが、兩者それぞれの氏族においては官位第一の人であり、而も公卿補任によれば、大伴御行は、「右大臣長徳連之五男」とある。慶雲四年九月正五位下大神朝臣安麻呂が、靈龜元年二月從五位下大神朝臣忍人が、それぞれ氏上となつているのも、矢張り氏中「官位第一の人」たる故であつたようである。こゝにまた大化以後の「氏上」の性格が、端的に現われているということができる。

令制では、氏宗は三位已上に准じて墓を營むことをゆるし、文武元年には、天武八年の制を勵行して、正月拜賀の禮を行うことを禁じたが、祖父兄及び氏上に對する拜禮をゆるすなど、その族長的禮遇をみとめた。天平寶字元年六月の詔に、諸氏の氏長等が、公事に預かるにあらずして、恣に己が族を集めることを禁じているが、これは八世紀の氏上が、自が族人を糾合する權威を有すること、及び公事に際しては、この權威を發動して族人を集めて奉仕することの權能を有することを示すものとして注目し價する。また神祇令集解にひく「釋」説に、伊謝川社祭は、大神氏宗定まりて祭る、定まらざれば祭らず、即ち大神族類の神なりとある。これは大神氏の族神である伊謝川社の祭は、大神氏の氏上のみが祭祀する權を有することを示している。更に同じ神祇令の相嘗祭の條の「釋」説に、「大倭社^{大倭忌} 宇奈大利・村屋・佳吉^津・大

神社 大神氏・穴師 神主・池社 首・恩智 神主・意富 臣・葛木 朝臣・葛木鴨 鴨朝臣・紀伊國坐日前國懸須・伊太祁曾・鳴神・已上神主等、請官幣帛祭、古記「無別」とある大倭社・大神社の註も同じことを意味するものである。特に大倭忌守については、續紀和銅七年二月の條に「以從五位下大倭忌寸五百足、爲氏上、令主神祭」とあるのと相應するものである。註してみれば、住吉の津守氏、池社の池首、意富社の太朝臣、葛木鴨社の鴨朝臣とある註も、亦同じことを示していると解せられるであらう。氏上の氏社祭祀權は、津田博士の否定にも拘わらず、註矢張り通説の如く、大化以前の原始祭政一致時代の族長の權能の名残りであるとみるべきであらう。前に擧げた氏上の、族人を糾合する權能と、族人を率いて公事に奉仕する職能とも同様である。

なほ大化改新直前の大化元年八月の紀に、

鐘匱於朝而詔曰、若憂訴之人、有伴造者其伴造先勘當而奏、有尊長者、其尊長先勘當而奏、若其伴造尊長不審所訴、收牒納匱、以其罪々之、

とある尊長が、ヒトコノカミと訓まれており、これによつて、當時の族長に氏人の訴を判する權能があつたことがわかるが、この權能は、後の氏上には繼承せられた形跡はない。即ち、大化後の氏上には、氏人に對する裁判權は有たなかつたのである。

註1 津田左右吉博士「日本上代史の研究」九六頁以下

2・3 井上光貞氏「日本古代史の諸問題」二九四頁

4 日本書紀大化元年八月條

5 拙稿「天武八年制定の意義」(史淵四三号)

6 津田博士前掲書二七一頁

7 貞丈雜記(四官位)にも、「源氏長者と云は、源氏の内に

て官位高き人を源氏長者と云、源氏のみに限らず藤原にも橋にも平にも、官位高き人を何氏の長者と云也、是も天子より御免ある也」

8 但しこの神祭の神は氏神であるかは明らかでない。津田博士はこの神は、オホクニタマの神であらうとされた(同氏前掲書一二〇頁)

9 津田博士前掲書一三〇頁

10 阿部武彦氏「古代族長繼承の問題について」(北大史學第

二號)は「氏上」に關して示唆に富む論考である。

二

氏は、八世紀末から「氏長者」とよばれるようになった。「長者」の語は、延暦十八年(A・D・七九九)、諸氏の本系帳をすゝめしめる條に、「若元出貴族之別者、宜取宗中長者署申之」とあるのが、年代の明らかな初見であるが、戶令應分條の集解にひく「或云、繼嗣令云、氏宗聽勅、假令、諸氏々別、以其中長者、勅定爲氏宗故」との文が、「釋」の文であり、而してこの「釋」が延暦六年六月三十日から同十四年八月十三日に至る間に成つたものとされているから、これをその先驅とし得よう。「氏長者」の語は、大同元年十月の勅に、

凡貢氏女事明立令條、皆限四十已下十三已上、今須氏之長者擇氏中端正女貢之、其十三已上之徒、心神易移、進退未定、宜採女年三十已上四十已下無配耦者、或貢後適人、必令貢替、又官途念忙、獨難取捨、後急之事、當有援助、宜長者相補、令得仕進^{註2}

とあるのに始まる。氏が、單に氏族團内部の社會的統率者であるというにとどまらず、これが勅許によつて公認されることによつて國家の政治體制との接合點の役割を果たしたその機能は、これが氏長者とよばれるようになっても變りはなかつた。むしろ、官位第一の者をよぶ長者なる言葉を以て氏上そのものの號と變じたところに、却つてその役割は強化されたといひ得る。かような性質のものであるが故に、どこの民族的集團にも、宗中の長者たるものはあり得るものであるに拘わらず、集團内部の長者というだけでは、氏長者とよぶわけにはいかなかつた^{註3}。氏長者の號を有し得たものは、平安時代の貴族社會のみに限られたわけである。職原抄に「凡稱氏長者、王氏・源氏・藤氏・橘氏、有此號」とのべている所以

である。

勿論、平安時代の氏長者をもち得た氏は、この四氏に限られたわけではない。この外に、文献をさぐれば、次の如き諸氏がある。

(1) 伴氏 伴氏系圖の國適の條に、「從四位上參議按察使、本是大伴、依淳和天皇諱、止大字爲伴朝臣、于時參議國道爲氏長者」とある。以前に大伴御行が氏上となつたことを、續日本紀に傳えているので、同氏の長者があるのは當然である。然し國道は、御行の流ではなくて、その弟安麻呂の流である。應天門の變の首謀者といわれる伴善男は、國道の子である。

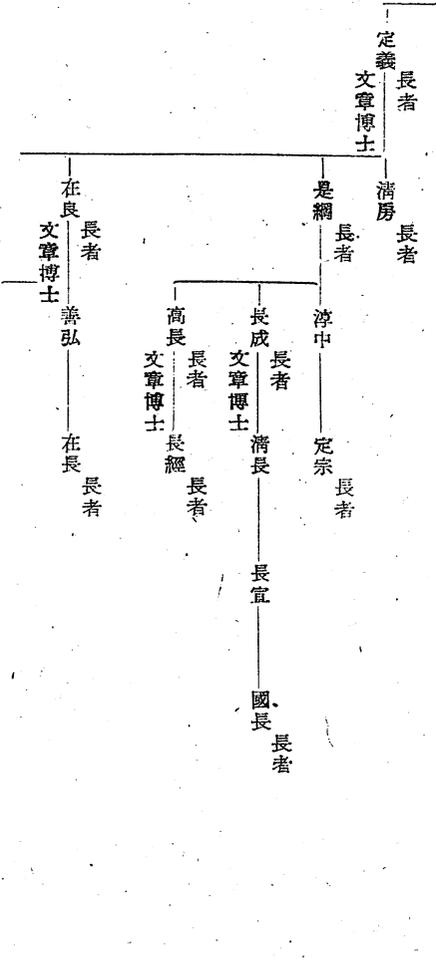
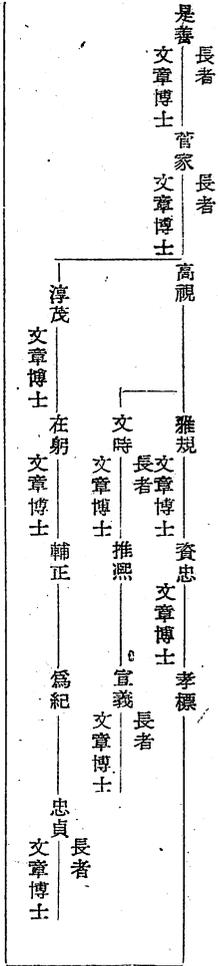
(2) 高階氏 元慶五年、大和國宗像社の神主を補せんことを請うた氏人内藏權助從五位下高階忠峯等の解狀に「待氏長舉被補其替」とのべ、^{註4}寬平五年、筑前國宗像社の賤を良として、その替として大和國の笹丁を同國宗像社の修理料とせんことを許可した官符にも、「須伴笹丁、待彼氏高階眞人長者并神主等共署申請充之」とみえる。^{註5}高階氏は天武天皇々子高市皇子の子長屋王の裔であるが、高階氏系圖には、忠峯の名は見えない。

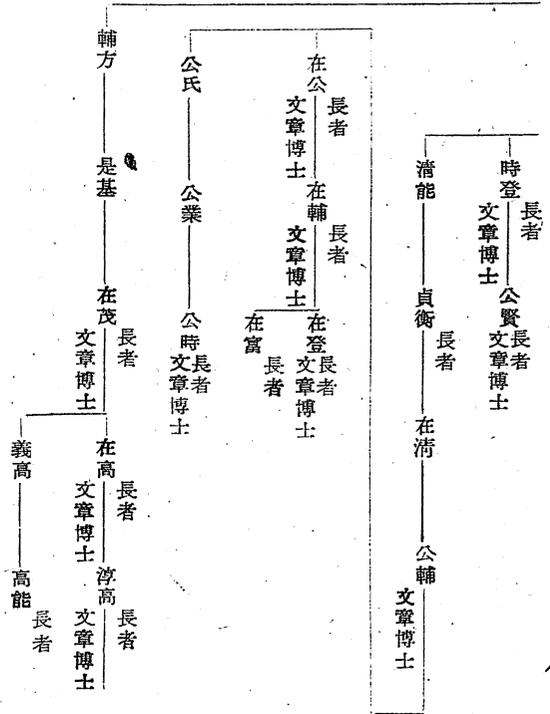
(3) 中臣氏 中臣氏系圖、延喜本系帳によれば、中臣常盤・中臣可多能祐・中臣御食子・中臣國子が、それぞれ氏上と註せられている。氏長者と稱するようになって以後の次第は明らかでないが、次にあげる寬弘元年十二月七日の中臣氏舉狀に「氏長者」とのべ、氏長者が、「族中官位第一の人」というところから、祭主となつたものが、長者であつたであらう。

(4) (5) 忌部氏 卜部氏 寬弘元年十二月七日中臣氏舉狀に「件寮(齋宮寮)主神司職、中臣・忌部・卜部三ヶ氏之中、以中臣爲長官、以齋部爲判官、以下部爲主典、供奉神事、式文已明也、仍有其闕之時、各氏長者、薦舉其人、隨即被拜任、是已流例也」とある。^{註6}仲資王記、建久五年六月十二日の條の裏書に「阿波國忌部久家、還補氏長者下文、依官人致貞申狀、今日成之了、件忌部者、大祀之時、職主荒妙御衣之氏云々、致貞度々爲使存子細之由、所申也」とみえるのが、忌部氏長者

の名を具體的に傳えた唯一の例である。

菅氏長者 菅原氏は、神別氏族と傳える土師宿禰氏で、天平元年古人等、菅原朝臣の姓を賜つたことに始まる。古人の子清公、文章博士となり、紀傳道の學曹である文章院を建て、から以後、その子は善、孫道眞と相ついで文章博士となり、道眞をして「家は儒林」と稱せしめるに至つた。菅氏長者は、尊卑分脈に是善より始めている。即ち、





⑦和氣氏長者 御堂關白記、長和元年閏十月十四日の條に、

右大臣以大宰奉親朝臣送清消息云、給和氣爵正重愁申云、爲奉仕宇佐使參上、而仲信給爵、被召正重位記者、是氏長者仲遠愁云、仲遠去年會正重云、明年給爵在汝正重、我下向大宰、作舉狀、早可奏聞者、依彼仲遠舉狀預爵、而仲遠不放舉者、被召間後可被罪歟、又件仲遠氏中有怠、不可爲長者云々、

とある、和氣仲信も、氏長者仲遠も、共に尊卑分脈和氣氏系圖には見られないが、これにより和氣氏の長者も、氏舉を行つたことが知られる。

氏 長者

(8) 源氏長者 源氏はいうまでもなく源姓を賜つた皇胤であり、嵯峨源氏をはじめとして、仁明・文徳・清和・陽成・光孝・宇多・醍醐・村上・冷泉・華山・三條・後三條・順徳・後嵯峨・後深草の十六代天皇の皇子源氏がある。これらを總べて、一人の源氏長者があつたわけので、平安中期までは、弘仁源氏、即ち嵯峨源氏のものがその地位にあつた。西宮記臨時二に、源氏爵を定むる人は、親王を給はらざる源氏王卿の中、弘仁の後の人が、宣旨を給はる。重明親王、參議等などがその例である、とのべているのが、それである。重明親王は、本來、醍醐天皇の皇子であるが、その母が嵯峨源氏左大臣源融の孫大納言昇の女であるところから、弘仁源氏に血をひくものとして、源氏長者の能を果したものである。源等は、延喜二年正月中納言で歿した希の子であり、天曆元年、年六十八で參議となり、同五年に參議のまゝで歿した人である。重明親王は、これより三年後、天曆八年まで生存しているに拘わらず、等が源氏長者の權能を行つたということは、等の參議在任中にも、彼の上席として、中納言源清蔭(陽成源氏)權中納言源高明(醍醐源氏)などがいたということと併せ考うべきことである。その後、弘仁源氏で公卿に列するものはなく、その間の源氏長者に關しても、所傳がない。平安末期に至り、村上源氏から大臣相ついでいで、その流が榮えるに及んで、この流をくむ中院家(後に久我と號す)が源氏長者を獨占した。後、南北朝時代に至り、足利將軍が出現するに及んで、足利義滿のとき、時の源氏長者久我具通から、源氏長者をゆすられ、^姓足利將軍代々これを獨占し、徳川將軍も亦、その先縦を追うて幕末に至つた。

源氏長者に對し、源氏と並んで同じ賜姓平氏においては、遂に平氏長者なるものを傳えていないのも、亦注目すべきであらう。

(9) 橘氏長者 橘氏は、八世紀の諸兄を始祖とする皇別である。一〇世紀頃までは廟堂に榮えて納言以上にのぼるものも少くなく、その人を以て長者としていた。尊卑分脈によれば、

諸兄 長者
 奈良麻呂 長者
 島田麻呂 長者

眞材 長者
 長谷雄 長者
 海雄 長者
 當主 安吉麻呂 良殖 敦行 敏行 恒平 (長者)
 良根 良基 澄清 長者
 眞材 長者
 峯範 長者
 廣相 長者
 公材 長者
 好古 長者

となつてゐる。然るにこの氏で参議以上にするものは、永觀元年（A・D・九八三）に、参議を以て歿した橋恒平を最後として、再び出でなかつた。ここに橋氏の長者職は、一種特殊な形體をとるに至り、氏長者の權能が二つに分けられて、氏院（後述）の別當職と、氏學を行うものとが各々分離され、前者を橋氏中の長者が占めて、これを橋氏長者と稱し、後者の職能を果すものは、橋氏と血縁關係のある他氏の公卿を以て充て、これを橋氏は定とよんだ。尊卑分脈橋氏の系圖に、長者と注してゐるのは、この意味の長者であつて、好古以後の長者は、次の如くである。

好古 爲政 長者
 敏政 長者
 則光 長者
 則隆 長者
 成任 長者
 以綱 長者
 廣房 長者

以長 長者
 以政 長者
 以經 長者

橋氏の是定は、既に西宮記臨時に、「定橋氏之爵人事、雖不橋氏、以橋氏外戚王卿、依氏舉被下宣旨外記氏院」とあ

氏 長者

る。西宮記は、天元三年（A・D・九八〇）に歿した源高明の著書であり、その著作は、彼が安和二年（A・D・九六九）、藤原氏の謀略によつて大宰府に配流せられる以前であると推測されるので、橘氏最後の公卿橘恒平死歿以前、既にこうした慣例があつたことが知られる。然し、これが恒例となつたのは、寛和（A・D・九八五—九八六）頃からのこと、その最初の人は、當時大納言であつた藤原道隆である。道隆の母は、攝津守藤原中正の女であり、その母が中納言橘澄清の女であるところから、その職に當つたのである。後、この關係から彼の子孫である九條家が主として世襲的にその地位を占めた。玉葉安元三年六月五日の條にこの間の事情を明らかにしている。

抑此一族爲橘氏は定由來者、氏公卿絶之後、無人于行氏爵事、仍寛和之比、中關白道隆爲大納言時、蒙宣旨所行也、其所以者、攝津守中正之妻者、中納言橘澄清女也、即道隆・道兼・御堂等之外祖母也、依昭穆行此爵事云々、

舉狀宣旨等案

橘氏

（兼實）
請以右大臣被令定行氏爵事狀

右氏人之中、無公卿之時、隨氏族申請被下宣旨、令定行氏爵事者例也、爰於舊風爲中納言橘澄清卿女殿子之外流、依非無昭穆、請申關白之處、（基房）己以如件、仍錄事狀、謹請處分、

安元三年四月十三日

散位從五位下橘朝臣

（〇中間、橘氏人連署六人略ス）

前筑前守正五位下橘朝臣以政

この記事によつて、時の橘氏長者以政と大外記清原頼業の注進した恒平以後是定例をあげている。それによると、

中 關白 (藤道隆) 寛和六年宣下
大納言
栗田 關白 (藤道兼) 永延二年宣下
中納言

御 堂 (藤道長) 長徳元年宣下
大納言
宇 治 殿 (藤頼通) 長和四年宣下
大納言

大 二 條 殿 (藤教通) 寛仁元年宣下
中納言
堀 川 右 大 臣 (藤頼宗) 長久三年宣下
大納言

京 極 殿 (藤師實) 治暦元年宣下
右大臣
土 御 門 右 大 臣 (源師房) 承保二年宣下
右大臣

九 條 相 國 (藤信長) 承保四年宣下
内大臣
堀 川 左 大 臣 (源俊房) 嘉保元年宣下
左大臣

花 園 左 大 臣 (源有仁) 天治元年宣下
内大臣
宇 治 左 府 (藤頼長) 久安三年宣下
内大臣

六 條 攝 政 (藤基実) 保元二年宣下
大納言
當 時 關 白 (藤基房) 平治元年宣下
中納言

これは、橘以政の注進した、橘氏の所傳である。然るに、大外記頼業の注進するところは、少々異同がある。即ち、
御 堂 (藤道長) 正暦四年八月廿二日、權中納言保光卿仰大外記滋野善言云、宜令件卿行彼氏爵事、
俊 (源) 賢 長和四年十二月五日、氏人等舉之、被下宣旨日不分明、于時參議、
大 二 條 關 白 (藤教通) 寛仁元年十二月廿八日、左大臣仰大外記小野文義曰、宜令件卿定行橘氏爵事、于時中納言、
京 極 殿 (藤師實) 治暦元年十二月廿三日、左大臣仰大外記中原師平云、宜令件大臣定行氏爵事、于時右大臣、
土 御 門 右 大 臣 (源師房) 承保三年正月五日、權大納言源顯房卿仰少外記惟宗頼經云、宜令件大臣定行彼氏爵事者、關白左大臣、

辭退替、

氏 長 者

堀川(源俊房)
左大臣

花園左大臣(源有仁)、天治元年十一月十五日、權大納言能俊卿仰大外記中原師遠云、宣令件大臣定行彼爵事者、保安二年故左大

臣辭退替、于時内大臣、

宇治左大臣(藤頼長)

保元元年十月廿八日權中納言藤原重通卿仰大外記中原師業云、宣令件權大納言定行彼氏爵事者、于時權大納言、

關白(藤基房)
殿

平治元年十二月二日被下橘氏は定宣旨、于時權大納言、

右二説の相異は、前者の宇治殿は後者では源俊賢とあり、前者の堀川右大臣(藤頼宗)と九條相國(藤信長)の二者を、後者に缺いてゐる。先づ前の、宇治殿(藤頼通)と俊賢(源)とは、何れに従うべきかを考えるに、御堂關白記寛弘六年十二月十四日の條裏書に、「橘氏は定以左衛門督請申、被下宣旨」とあり、二十九日の條に、「左衛門督家橘氏爵議云々」とある。時の左衛門督は、藤頼通であり、この時橘氏は定宣下のあつたことは明かであるのに、橘家の所傳にも外記局の文書にもない。外記局の所傳に、源俊賢について、長和四年十二月五日の氏人等の舉狀があるといひ、而もその宣下の目不明とあるといひ、橘氏所傳ではこの年に宇治殿に宣下があつたといふ、此の間に錯簡があるやに思われる。思うに、御堂關白記により、宇治殿頼通の是定となつたことのあることに疑いとすれば、長和四年に關する所傳は、頼通の辭退があつて、橘氏の氏人は源俊賢を推舉したが、俊賢が辭退したため、頼通の再任となつたことを傳えるものであるまいか。俊賢は醍醐源氏源高明の子で母は右大臣九條師輔の女で、橘氏との血縁的關係はないので、彼が橘氏氏人から推された理由は明らかでない。強いて求めれば、その母が、その外孫の故を以て最初の是定となつた道隆の叔母に當るといふ關係からであらう。次に大外記の注進には缺けてゐる堀川右大臣(頼宗)と九條相國(藤信長)については、橘氏の所傳に従うべきであらう。土御門右大臣(源師房)及び堀川左大臣(源俊房)の父子と、花園左大臣(源有仁)の

三源氏は、兩説とも一致しているが、共に橘氏との血縁關係は明かでない。師房は村上源氏の始祖で、具平親王の王子であり、その母は、爲平親王の王女である。強いて求めれば、爲平親王の母が九條師輔の女であるか、或は、尊卑分脈に、師房が「爲宇治關白猶子云々」とある關係によるものであらうか。堀川左大臣（源俊房）は、その子である。その母は御堂關白道長の女である。これは橘氏は定となるいわれが強いにつけられれば、つけ得ぬこともないようである。花園左大臣（源有仁）の場合も、彼が後三條天皇々子輔仁親王の王子で、母は源師忠の女であり、師忠の母が橘氏は定堀川右大臣（藤頼宗）の女である、というわずかな關係がみとめられるにすぎない。西宮記に、橘氏を外戚とする王卿を以て充てると見えても、その原則は頗る便宜的なものであつたといえる。而も玉葉に見える如く、橘氏は定は橘澄清の外流がなるべき原則は、忘れられていたのではなく、職原抄に、橘氏は定は、「近代九條流被渡之、仍他人不望之、依之橘家皆屬彼家」と傳えてゐる。

註1 黛弘道氏「令釋の成立年代について」（史學雜誌六二ノ七）

2 翫聚國史四〇後宮部

3 三代格十二齊衡二年三月十三日官符應停止左右京五畿内隱

首括出附帳事「隱首色不獲止有可附者、氏中長者覆実加
署、申所司、待報而後附帳」

4 三代格一元慶五年十月十六日官符

5 三代格一寛平五年十月廿九日官符

6 除目大成抄一

7 貞丈雜記（四官位）淳和院獎學院の別當の事、此二つの院

は源氏の學文所の名也。源氏の長者たる人、其學文所の支配するを別當といふ、將軍家は源氏の長者たるによりて、
淳和獎學院の別當になり給ふ也一

海人藻芥「獎學院淳和院者、源家相續之處、久我相國（具
通公）鹿苑院殿へ永ク去進セラレ畢一

三

(10) 王氏是定 八世紀頃までは、樂浪の版化人や、或は高麗百濟の版化人で、彼地の國王の子孫と誇稱し、王姓を稱するものがあつたが、王氏長者は、これ等氏族の長者ではない。九世紀以降、諸王の族團を、王氏と呼んだ。^{註1} 令制では、皇兄弟及

び皇子（一世）を親王とし、皇孫（二世）・皇曾孫（三世）・皇玄孫（四世）までを諸王とし、以上を皇親とし、五世は王号を稱することは出来たが、皇親に數えなかつた。註慶雲三年（A・D・七〇六）に、擴大して五世王をも皇親に列に加え、五世已下のその承嫡者は王号を稱せしめた。延暦十七年（A・D・七九八）に令條に復したが、平安時代中頃までは、七世王、八世王がみえるのは、慶雲以後、延暦十七年に至る間の制の名残りであらう。貞觀十二年（A・D・八七〇）豊前王の議に従つて、王祿を賜う諸王の數を四百二十九人と定め、註（この數に延喜正親式亦同じ）以後、王祿を受ける權利を生ずる年齢十三歳に達しても、缺なければ、これに加えないこととした。即ち王氏長者の下にある諸王の大數は、ほぼこれによつて推測されよう。然るに嵯峨天皇以後、皇子賜姓が盛んに行われ、皇子のとき賜姓のなかつた者も、孫王になれば殆んど必ず賜姓あることが例となつて、諸王の數は次第に減少した。とくに平安末期皇子出家の風おこつたことは、この傾向に拍車をかけた。平安末期に、諸王が如何に少くなつたのは、例へば、康治二年六月六日の臨時二十二社奉幣使の伊勢使に、散位範資王を任じた。元來使王は卜申によつて定める例であつたが、當時在京の王は一人のみであつたので、卜申を行わずに定めたほどである。天養二年二月六日、伊勢公卿勅使定があつたが、台記には、「先日外記重憲來云、行兼王之外、可奉使之王不侍、或服或城外、因之不可卜者」と記している。註平安末期には諸王がこれを得るに困難なほど少かつたことがうかゞわれる。わずかに、その世襲する所職の故に「王」號をみとめられた花山天皇の子孫と、三條天皇の子孫が、變則的な「王」として王氏を構成した。前者は、花山天皇々子清仁親王の裔で、親王の王子延信が源姓を賜つて神祇伯となり、その子康資孫顯廣相ついで神祇伯となるに及んで、顯廣は源姓より「王」に復し、以後この家が代々神祇伯を世襲すると共に、王號を稱した。三條天皇の王氏は、小一條院敦明親王の王子敦貞王から出で、その子敦輔、神祇伯となつて王と稱したが、敦輔の子通季に至つて、天喜三年、天曆（村上）御後の王氏たるべき宣旨をうけて、以後、代々王を稱した。この家は、皇族の名籍を掌り、その季祿時服のこゝを行行正親司の長官たる正親正を世襲した。註

而して職原抄に、氏長者のことをのべて、「王氏者、往古之例、親王爲其長、近代爲王氏之者、第一稱之」とあり、遡つて、玉葉治承二年正月五日の條に、大外記清原賴業と右大臣兼實との問答をのせ、

一王氏爵事

往昔第一親王學之、中古以來、諸王之中爲長者之者學之、年來神祇伯顯廣王所舉也、而出家之間、今年有違亂、其故者、顯綱王顯廣二男、即顯廣弟也、即當時依父讓、執務彼氏事、又稱爲神祇伯上舉狀者、兩人共舉事、古今未聞、然而外記不能進止、臨期奏事由、可左右云々、

愚案、依神祇伯不可舉王氏爵、仲資王申旨可謂濫吹、

とみえ、後述する如き氏長者の重要な權能の一である氏學が、昔は第一親王が行ひ、中ごろ諸王中の長者が行ひ、平安末では、神祇伯伯家が行つてゐることを示している。然るに、室町時代になると、神祇伯が王氏長者の權能を行うは略儀であるとし、再び第一親王にかえされた。康富記寶徳元年（A・D・一四四九）十二月十一日の條に、「王氏御申文事、第一親王爲是定可被申請也、當時親王御一所也、此御申文可被進款、近年神祇伯被出件申文之條、只近年也、親王無御座之時、尤此分也」とみえ、これに對し内大臣藤原公保は、「此事近代之伯獻之者略儀也、復舊規可有御申文之條、道之再興目出」と賛成し、そのことが實現している。こうした王氏長者の變遷は、源氏長者の場合と同じ運命を示すものである。なほ王氏長者は、後にのべる橘氏の場合と同じく、是定とよばれ、王氏長者と稱した例は、殆んど見當らない。

(四)藤氏長者 氏長者の最も典型的なものは、藤氏長者である。然し藤氏長者の號が始まつた時期については數説ある。尊卑分脈によれば、不比等を以て長者始とし、

氏長者

不比等 氏長者始
武智麻呂 氏長者

房前 氏長者
眞楯 氏長者
内麻呂 氏長者

冬嗣 氏長者
長良

良房 氏長者
基經 氏長者
時平 氏長者

忠平 氏長者
實頼 氏長者
頼忠 氏長者

師輔 氏長者
伊尹 氏長者

兼家 氏長者

兼通 氏長者

道隆 氏長者

道長 氏長者
頼通 氏長者
師實 氏長者
忠實 氏長者

敬通 氏長者

とみえて、承和元年、時の左大臣緒嗣から始つたとしている。その後においても、三者相互に若干の出入がある。また、公卿補任は、藤氏に限り、氏長者となつた日付を註しているが、それによれば、寛平三年（A・D・八九一）の條に、

右大臣正三位藤良世 三月十九日任、左大將如元、廿九日爲長者、

とあるのが最初である。この年の正月十三日に太政大臣藤基經が薨じ、三月十九日に良世が大納言から右大臣にすゝんでゐる。基經歿後では、藤氏筆頭公卿であるので、良世の氏長者は、基經の氏長者であつたことの後をうけたものであらう。二中歴に、代々藤氏長者となつた年を註しているが、承和元年始爲氏長者とあるこの年は、仁明天皇の即位の年であるにすぎず、緒嗣が、藤氏の首席公卿として右大臣であつたのはこれよりも以前からであるので、恐らく根據のないものと考えられる。尊卑分脈の不比等初代説及び掌中歴の大織冠説は、後世から推してあてたものであらう。特に掌中歴は、師輔などを加えて、作爲の跡がうかゞわれる。おそらく藤氏長者の號が用いられたのは、基經ごろからのことではあるまいか。八世紀頃には、藤原氏においては、他の古代氏族の如く、明瞭な形をとらなかつたのではあるまいか。藤原氏の氏族としての春日社が形成されたのも、八世紀も余程すぎたころのことであるといわれている。^註九世紀から一〇世紀にかけて、藤原政權が形成し出されるにつれて、藤原氏の人々の間に、氏族としての族的意識が形成強化され、やがて他の氏族と同様氏長者の號が必要とされて來たものではあるまいか。「職原抄」下、藤原氏長者の條に、「蒙攝政關白詔之人爲其仁、仍別不及宣下也、但宇治左大臣賴長公、非攝關爲長者宣下之例、初於此乎」とあつて、攝政關白が藤氏長者となると一般に考えられているが、これは鎌倉以降のことであつて、それ以前は、攝關職とは關係なく、「氏一人」が宣旨によつてその地位を占めたのである。二中歴の藤氏長者歴の肩書は、長者になつたときの官職を註したものであるが、これを公卿補任と對比すると、次のようになる。

二 中 歷 公卿補任

内基 經 貞觀十五 右大臣 (寬平三年正月十三日薨、太政大臣)

右良 世 寬平三 右大臣 (三月十九日任、廿九日爲氏長者、寬平八年十二月廿五日致仕、左大臣)

大時 平 寬平九 大納言 (六月十九日任、同日爲長者、延喜九年四月九日薨、左大臣)

中忠 平 延喜九 權中納言 (四月九日任、超越兄仲平、同日爲氏長者、天曆三年八月十四日薨、關白)

左實 賴 天曆三 左大臣 (公卿補任氏長者となることを註せず、安和三年五月十八日薨、攝政太政大臣)

右伊 尹 安和三 右大臣 (公卿補任長者となることを註せず、五月廿日勅攝行庶政、(天祿三年十一月一日薨、攝政)

右賴 忠 (祿) 天延三 右大臣 (十一月十七日爲氏長者、(十一月廿七日兼通内大臣關白と爲る)、天延二年二月八日止長者)

内兼 通 (延二) 天祿三 關白内大臣 (二月八日、德氏比者、廿八日太政大臣正二位、三月廿六日詔關白萬機、(貞元二年十一月八日薨)

左賴 忠 貞元二 左大臣 (十一月十一日詔令關白万機同日再爲長者、寬和二年六月廿三日止關白、太政大臣如元)

右兼 家 寬和二 右大臣 (六月廿四日爲攝政、同日氏長者、(永祿二年五月五日)辭攝政太政大臣、更詔關白、八日返關白、七月二日薨)

内道 隆 永祿二 内大臣 (五月八日詔令關白、十三日爲氏長者、廿六日更令攝政、(正曆六年四月三日依病危急重辭關白、渡長者印於右大臣、十日薨)

右道 兼 長德元 右大臣 (四月廿七日爲關白、同廿八日爲氏長者、五月八日薨)

右道 長 同年 右大臣 (六月十九日任右大臣、爲氏長者、(寬仁元年三月上表辭攝政)

内賴 通 寬仁元 内大臣 (三月十六日爲攝政、詔關白得長者印、(康平七年七月八日上表辭職、十二月十三日讓氏長者於左大臣)

氏 長

者

左 教 通 康平七
左 大臣 (十二月十三日氏長者印請之、
(承保二年九月廿五日薨、關白)

右 師 實 承保二
左 大臣 (十月十三日渡長者印、同月十五日詔爲關白、
(寛治八年三月八日上表辭關白、許之)

内 師 通 寛治八
内 大臣 (三月九日蒙關白詔、同十一日爲氏長者、
(康和元年六月廿八日薨、關白内大臣)

大 忠 實 康和元
權 大納言 (八月廿八日宣旨云、太政官所申文書、先觸大納言藤原朝臣奉行者、
十月六日爲氏長者、(保安二年正月廿二日關白上表)

忠 通 保安二
内 大臣 (三月五日關白詔、同被讓渡氏長者、

右表に明らかな如く、攝關となつて氏長者となつたのは、頼忠の再任以後のこと、忠平にしても實頼にしても、關白、或は攝政となつたのは、氏長者となつて數年後のことである。頼忠と兼通の場合の如き、頼忠が氏長者となつた同じ月に兼通が關白となつたけれども、兼通に氏長者が渡されたのは、内大臣から太政大臣に准んで、太政官における席次が頼忠の上になつた年である。而も頼忠と代つて兼通が長者となつたのは、太政大臣となる二旬前日である。氏長者が攝關職と不可分になつたのは、十三世紀以後のことである。

藤氏長者たるの地位の授受に際しては、朱器臺盤と長者印とが、その標識として授受せられたことは、周知の如くである。中右記寛治八年三月、内大臣師通が、父師實に代つて氏長者となつたときの記事によれば、

朱器大盤物數等

赤小唐櫃一合入券、小櫃一合印、少白長櫃一合納革波、入朱器例長櫃四仕丁赤狩衣、
以上昇之、朱大盤廿七此中八尺長、二四方六

持等也、有俊朝臣・下家司貞則冠、此外衣冠者、相具也、藤氏長者印也、(○中略)

後聞、所被送奉之庄四所鹿田・方上、楠葉・佐保殿

とあつて、江次第抄によれば、この朱器は、藤原冬嗣のもので、勸學院におかれており、正月の大饗にこの器を用うると

いふ。長者の標識としてこれらのものが授受せられたことを傳える史料は、十一世紀になつて以後のことである。藤氏長者印も亦同様である。最後に見えるいわゆる殿下渡領と稱せられる四莊も、これが渡領として重要視されるようになったのは、十二世紀以降のことである。藤氏長者のはじまるのは、冬嗣よりも後であらうことは、この點からもうかわれる。

註1・3 三代實錄貞觀十二年二月二十日の條に「王氏蕃昌、万倍

曩昔」とあるのは、この意味の王氏の早い例である。

2 繼嗣令

4 以上、「諸王」については、竹島寛氏「王朝時代皇室史の

研究」六五頁以下

5 尊卑分脈三條源氏系圖參照

6 宮地直一氏神道論考(一)「春日神社の成立」

7 西宮記臨時二、なほ江次第抄二正月大臣家大饗の條に「藤氏一大臣者、謂氏長者也」

四

氏長者の機能乃至權能については、これが令制の氏宗、更には氏上の系譜をひくものである以上、それを繼承していることは申すまでもなす。

その第一は、氏神の祭祀及び氏社の管理である。これを端的に示すのは、橘氏の氏神梅宮社である。この社は、現在京都市右京區梅津前田町にある神社で、祭神は酒解神・大若子神・小若子神・酒解子神と傳え、橘諸兄の母縣犬養三千代の祀るところであつたが、その統をうけた皇后の尊信をうけ、橘氏の氏神として、その祭日には、橘氏五位の者を奉幣使としたが、橘氏が衰え、藤氏が橘氏は定となるに及んで、この社の管領は橘氏は定の手に歸し、橘氏は定が梅宮社の別當の補任權をもち、その幣帛神馬は、是定が奉ることとなつた。公事根源、梅宮祭の條に、「是定といひて、攝家の人の管領する社にて侍にや」とあるは、これを指している。梅宮別當の任命權も橘氏は定の宣によつて行はれることや、菅氏長者

が、安樂寺別當を推舉することも、その一端である。廿二社本縁、平野社の條に、「當社和源氏乃長者管領之、正統是神主云也 等乃祠官毛、長者乃宣仁補寸之、藤氏乃長者乃春日等乃祠官毛如シ被加補、以之思仁之乎、源氏乃氏神也」といひ、海人藻芥にも「鹿島社春日社者、時關白御計也、是言氏長者也、梅宮勸學院同之」とあるのは、藤氏・源氏においても、例外でないことを示している。

第二は、大學別當の管理である。一〇世紀の初め、文運興隆の氣運に乗じて、諸氏族は、大學に學ぶ子弟のための學曹として、それぞれ一院を設けた。和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、橘氏の學館院、王氏の獎學院これである。和氣廣世によつて建てられた弘文院は早く廢絶したが、藤原氏の勸學院は弘仁十一年藤原冬嗣によつて建てられ、初めは、藤原氏にして大學に學ぶもの、宿舍であつたが、次第にその規模を擴張し、藤原氏の民族的事務を取扱うようになった。そのことが何時から始つたかは明かでないが、一〇世紀ごろから、その別當以下の職員は、氏長者によつて任免せられ、勸學院の活動はすべて氏長者の命によつて行われた。而して「興福寺及び氏の社の事を取おこなつた」のである。註桃裕行氏によれば、勸學院の氏寺氏社管掌の事項として(一)興福寺僧春日社神人に對する警察權、(二)興福寺領春日社領及びその末末社領に關する裁判(三)藤原氏と氏寺氏社及びその末末社との間の紛争の仲介、(四)氏社氏寺の神人寺僧の濫行の鎮定及び調停、(五)春日・大原野・吉田(共に藤氏氏社)の祭禮鹿島・香取の奉幣、興福寺維摩會の執行、(六)氏寺氏社の建物・佛像・寶物等の管理、(七)社寺司の敘任奉行等、氏社及び氏寺を通じて頗る廣い範圍に涉つた。註王氏の獎學院は、元慶四年(A・D・八八〇)時の參議從三位行治部卿在原行平によつて、創立せられたものである。その趣旨は、勸學院の設置が好い結果をもたらしたので、その例に倣つて學亭を開き、皇室の子孫の學問志望の者を寄宿せしめ、諸國莊園及び位封を入れて學資としたのである。註在原氏は平城天皇々孫であるところから、源氏の別曹ともなり、從つてこれを源氏長者が管理し、源氏長者は、獎學院別當となり、その管理する淳和院と共に、註源氏長者は、淳和獎學兩院別當を兼ね、その稱號は、足利將軍の

好んで用いたところである。次に橋氏の學館院は、橋嘉智子の創くところで、その大學別曹となつたのは、創立から百十
余年を経た康保元年（A・D・九六四）のことである。而してこの院の管領は、橋氏は定の手^{註7}に版した。但し學館院別當
は、是定より橋氏^{註8}のものを補し、而してこの學館院別當となつたものを、橋氏長者と稱したことは、前述の如くである。
源氏長者のみ、長者自ら氏の別曹の別當を兼ね、藤原氏及び橋氏は定は、別に別當を任命するという別があるにしても、
長者が大學別曹の管理權を持つ點は同じである。

第三は、氏爵の推擧を行う權能である。氏爵は、毎年正月敘位に、王及び源氏藤氏橋氏等諸氏の中で、正六位上まで
進んで五位になつていないものの中から、一人つゝ推擧して敘爵の恩典に浴させることをいう。律令制においては、五位
以上は勅授であつて、三位以上を「貴」というに對して「通貴」といひ、各種の政治的經濟的身分的特權は、五位を以て
格段の飛躍をする。正に官吏の登龍門である。氏長者はその氏人の中の希望者からえらんで擧状を、敘位議場に提出する
のである。この氏爵の制が、何時から始つたかは明らかでないが、平安時代に入つてからのものであることは、確かであ
る。西宮記^{正月}敘位議に、

氏爵、一世源氏從四位上、當君三位、二世孫王從四位下、自解依巡、預昇殿者王氏一親王、四世以上依巡、源氏長者擧、弘仁、藤氏同上、有
橋氏是定擧

とあり、王氏及び橋氏において、長者を是定と稱するもの、この氏爵に推擧すべき人を是とし定めるといふ意味の名稱で
あるといわれている。氏長者が、氏爵を擧する權能をあらわす「是定」の號を用いられるところに、これが氏長者の職能
の中で、最も重要なものであることを示している。氏族の學生の大學別曹である氏院を管理する必要も、この「是定」權
と無干係ではなかつた。^{註9}

氏長者の權能は、大体以上三點である。氏上の任命は、氏族員の推擧により、勅を聽いた後に決定されるという規定

は、次第にゆるみ、特に藤原氏の場合は、藤原忠實をして、「攝政者天子所授、我不得之、氏長者我所讓、無有勅宣、然則取長者官授爾(○類)、何有所怖懼矣註10」と放言せしめ、北畠親房をして、「藤氏長者、蒙攝政關白詔之人、爲其仁、仍別不及宣下也、但宇治左大臣頼長公非攝關爲長者、宣下之例初於此乎」と誤らしめたほどである。然し傳宣抄には、下外記宣旨の條に、藤氏長者事の一項があるので、攝關職とは別個に、藤氏長者も亦、宣旨によつて公認されるという精神は一貫していたわけである。その他の諸氏に至つては、氏長者は、何れも氏人の擧と宣下との手續を經ているのである。而して氏上の氏神の祭祀及び氏社寺の管理權は、氏族員に對して氏社及び氏寺のもつ宗教的權威を背景として、氏族員の精神的統制力を與えるものであり、大學別曹の管理及び氏爵是定は、氏族員の官僚生活の死命を制するものである。八世紀まで氏上の職能であつた、氏族員を糾合して公事に奉仕する權能は、官僚制の進展と共に、氏社寺の祭祀法會に族員を動員することの中に消失し去つたが、氏爵の推舉という形で官僚体制に密接に結びつき、更に、宗中の「官位第一の者」という點で却つて強化された。氏長者が、社會秩序としての氏族團と國家体制としての官僚機構との接着點であるという點においては、氏上の時代よりも強化されたということが出来る。こゝ氏長者たる地位と官僚政治機構中樞たる太政官政治の

中の最高の地位を占める藤氏長者を樞軸とする藤原政權の權力構造の一要素があつたわけである。註12

註1 台記久安四年正月三日條 玉葉安元三年六月五日條

2 吾妻鏡文治二年六月十五日條

3 神皇正統記清和天皇條

4 桃裕行氏上代學制の研究二〇四頁以下

5 同右二三五頁以下

6 淳和院は、淳和天皇の後宮として營まれ、後寺院となり、

寺領も少くなかつた。源氏長者がその別當となつたのは、

保延六年十二月中院雅定が、淳和獎學院別當に補したの

が始まりである。八代國治博士「誤られたる淳和院」(國史叢說所收)

7 江次第抄(二正月)「是定是中納言橋澄清、以中關白爲是定、令知學館院學生事以來、舉氏爵也」

8 台記久安六年九月廿六日條

9 江次第抄(二正月)條に「藤原氏長者舉勸學院學生」とあり、江次第抄に、この項を布衍して次の如くある。

敘源氏 西宮云、長者舉弘仁御後、隔三年、今案、尻付或

書氏字、或註弘仁御後、天曆御後、天長御後、源氏長者

舉獎學院學生也

敘藤氏 西宮云、長者舉同源氏、有四門、

今案四門、謂南北式京也、藤氏長者、舉勸學院學生、

敘橘氏 是定者、中納言橘澄清、以中關白爲是定、令知學

館院學生事、以來舉氏爵也、

10 合記久安六年九月廿六日條

11 職原抄下

12 なほ平安末期から生じた「家長者」については、また別に

考察することとする。

Uzi-no-chôja 氏長者 by R. TaKeuchi

Since the 9th century, in Japan, the chief of clan was called *Uzi-no-chôja*. He was descended from the chief of clan before the *Taika* 大化. But the character of the former is remarkably different from that of the latter. The chief of clan before the *Taika* had the powers of local head and he was a head of local small state. But as soon as the political power of the central government was established by the *Taika*-Reform, his power as political head were cut down, and he was given the place as spiritual leader of that clan, which was consanguine community. By the procedure that the Emperor recognized the man, whom the clan-community proposed, *Uzi-no-chôja* gained his position. In the truth, the holder of the highest post in clan-community gained the position. Accordingly, from both the spiritual and political sides, *Uzi-no-chôja* had the greatest power in clan-community. Through the powers of *Uzi-no-chôja*, the Emperor also could seize the aristocracy from the 9th to the 13th century.